

意見書

平成22年11月22日

総務省情報流通行政局

放送政策課 御中

放送技術課 御中

「携帯端末向けマルチメディア放送の委託放送業務の認定に係る制度整備に関する考え方等」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

1. 携帯端末向けマルチメディア放送において実現するサービス

○ 当該放送は、国民受信者の多大な協力を得て実現可能となる放送であることから、一部の者のみを対象とする排他的なサービス、限定された端末やソフトウェア・アプリケーションに向けた放送は望ましくなく、受信者が幅広く視聴・利用出来る機会の確保が出来る事が望ましい。

例) 携帯電話端末の場合であればどのキャリアでも受信・課金決済等が可能 等

○ プラットフォーム機能については、受信者の利便性を第一に考え、共通化される事が望ましい。

しかし、プラットフォーム事業者が1社のみとなると、強力な影響力を保有するので、委託事業者に均等に役務が提供されるよう、ガイドライン等の作成が必要と考える。

2. 委託して行わせる放送に係る周波数の割当

○ 多種多様な事業者の参入による新しい多様なサービスの提供、委託放送事業者間が競争することにより、サービスや価格において、受信者の益となる。そのためには、委託事業者への割当については、多くの委託事業者が参入できるよう、下限の制限は設けず、上限の制限のみを設ける

例) 1の事業者への周波数の割当は、全周波数帯域の1/3を超えない 等

○ 全く新しいサービスが期待され、ニーズに応じて提供方法も変化すると考えられる事から、リアルタイム・蓄積と免許でサービス内容を制限するのは望ましくなく、委託事業者の自由なサービス提供を促進すべきと考える。

3. 携帯端末向けマルチメディア放送と通信サービスとの関連性

○ 通信キャリアの提供条件、方式等が統一される事が望ましい。異なる条件となる場合はその根拠等の透明性を確保すべき。

4. 認定手続きの回数や方法

現在想定されている平成24年4月のサービス開始を考慮した場合、準備間に不足を生じないように、すべての周波数帯域について一括で認定手続きが行われる事が望ましい。